

2025年12月25日 一部改正  
2025年7月30日 技術委員会 審議  
2025年12月19日 国土交通大臣 認可

## 高圧電気設備の地絡警報装置

### 改正対象

鋼船規則 H 編

### 改正理由

鋼船規則 H 編では、高圧電気設備の配電、構造及び保護装置等に関する要件を規定している。当該規則において、高圧電気設備に対して、「すべての系統には可視可聴の地絡警報装置を備えなければならない」と規定している。しかし、この表現では、システム全体としてではなく、各高圧給電回路に個別に地絡検出を要求していると解釈される可能性があった。

本規定の基となる IACS 統一規則 E11 及び IEC 60092-503 では、配電システム全体に対する地絡監視及び可視可聴警報を要求しているものの、個別の回路ごとに要求していない。

今般、当該統一規則及び国際規格との整合性の確保及び誤った解釈の防止を目的として、関連規定を改める。

### 改正内容

高圧電気設備の地絡警報装置に関する要件を明確化する。

### 施行及び適用

2026年1月1日から施行

ID:DD25-13

「高圧電気設備の地絡警報装置」新旧対照表

新	旧	備考
<b>鋼船規則 H 編 電気設備</b>  <b>2章 電気設備及びシステム設計</b>  <b>2.17 高圧電気設備</b>  <b>2.17.4 保護装置等</b> -10. <u>配電システムで生じた地絡を表示する可視可聴警報装置を備えなければならない。</u>	<b>鋼船規則 H 編 電気設備</b>  <b>2章 電気設備及びシステム設計</b>  <b>2.17 高圧電気設備</b>  <b>2.17.4 保護装置等</b> -10. <u>すべての系統には可視可聴の地絡警報装置を備えなければならない。</u>	IACS 統一規則 E11 中 2.4.2 及び IEC 60092-503 中 4.9.7 との整合性確保のため、個別の系統に對してではなく、システム全体の地絡監視及び可視可聴警報を要求していることを明確化する。
<b>附 則</b>		1. この改正は、2026年1月1日から施行する。